

島根県環境放射線情報システム
局舎用カメラ改修業務
入札説明書

島根県

目 次

1. 入札に付する事項	2
2. 事務担当部局	2
3. 入札に参加する者に必要な資格	2
4. 入札参加資格確認申請	3
5. 入札手続	3
6. 契約	6
7. 質問等	6
8. 紙入札参加承認願	7
9. その他	7

添付資料

(1) 島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務仕様書	別添
(2) 紙入札書に関する注意事項	8
(3) 入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて	9
(4) 契約書（案）	10

関係様式

(様式1) 入札参加資格確認申請書	14
(様式2) 委任状	15
(様式3) 入札書	16
(様式4) 入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票	18
(様式5) 入札保証金の免除に関する誓約書	19
(様式6) 契約保証金の免除に関する誓約書	20
(様式7) 紙入札参加承認願	21
(様式8) 誓約書	22

この入札説明書は、本県が発注する島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務に関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）、本件に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を示すものである。

なお、本件は電子入札対象案件であり、入札参加資格確認申請及び入札手続きは、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行うこと。

やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、県の承認を得た後、書面により手続きを行うこと。

1. 入札に付する事項

- （1）件名及び数量 島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務一式
- （2）入札案件の仕様等 別添仕様書のとおり
- （3）納入期限 別添仕様書のとおり
- （4）納入場所 別添仕様書のとおり

2. 事務担当部局

〒690-0122 島根県松江市西浜佐陀町 582-1

島根県原子力環境センター

TEL 0852-36-4300 FAX 0852-36-6683

3. 入札に参加する者に必要な資格

（1）入札参加資格

次の①から⑧のすべての項目に該当すること。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため原子力環境センター所長が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- ④物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」小分類「(6) 光学計測機器」）に登録されている者であること。
- ⑤島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ⑥島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- ⑦この度の入札で必要とする局舎用設備又はこれと同等以上の機能を有する物

品において、機器の撤去、設置及び調整等の実務を伴う改修若しくは更新業務について、地方公共団体等に対して実績を有すること。

- ⑧入札説明書に示す入札参加資格確認申請書その他の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4. 入札参加資格確認申請

(1) 提出方法等

この入札に参加を希望する者は、令和8年10月13日午後4時までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子調達システムにより提出すること。なお、提出資料の電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるときは、県の承認を得た後、持込し、又は簡易書留により郵送すること。

なお、書面による申請を認められた者は、次により提出すること。

ア 提出場所

2の場所

イ 提出方法等

持込又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要

ウ 紙入札参加者が入札にあたって代理人を定める場合は、委任状（様式2）
（入札前に入札会場での提出も可）

エ 免除を受けようとする場合は、入札保証金の免除に関する書類

オ 誓約書（様式8）

カ 契約書（写）、仕様書（写）等により、この度の入札で必要とする局舎用設備又は又はこれと同等以上の機能を有する物品において、機器の撤去、設置及び調整等の実務を伴う改修若しくは更新業務について、島根県若しくは他の地方公共団体等への実績を有することが分かるもの。

キ 改修する局舎用カメラに必要な性能があることを示す資料（詳細は、仕様書「第8章 特記事項（3）」参照）

(3) その他

ア 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は令和8年10月15日午後5時までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。なお、書面により申請書を提出した者については、別途、書面により通知する。

ウ 資料作成等に要する費用は提出者の負担とする。

エ 提出書類は返却しない。

オ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5. 入札手続

(1) 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出すること。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出すること。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出すること。

(2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 電子調達システムによる入札の期間

ア 令和 8 年 10 月 21 日午前 9 時から令和 8 年 10 月 22 日午後 4 時までとする。

ただし、この期間において、入札書が提出できる時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除いた日の午前 9 時から午後 5 時までである。

イ 電子調達システムでは、入札参加資格確認通知書が発行されると上記の入札期間以前であっても入札書を提出できる状態になるので、入札参加資格確認通知書発行後、入札期間以前に提出された入札書についても、入札期間内に提出されたものとして扱う。

(4) 書面による入札の日時及び場所等

ア 提出方法

持込又は書留郵便による郵送（別添「紙入札書に関する注意事項」を参照）

イ 提出期限

令和 8 年 10 月 22 日午後 4 時

（ただし、郵送の場合は、令和 8 年 10 月 22 日正午までに到着していること。）

ウ 提出場所

2 の場所

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 10 月 23 日午前 10 時

イ 場所

2 の場所

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定する。ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定する。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

(7) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において午前 10 時 20 分（1 回目予定）、午前 10 時 40 分（2 回目予定）より再度入札を行う。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

ウ 再度入札は、2 回までとする。

エ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行う。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

なお、随意契約の協議以降の手続は、電子調達システムによらず、書面により行う。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(9) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札は無効とする。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(10) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続を行うこと。

ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出すること。

イ 書面による入札の場合は、入札執行前にあつては入札辞退届を持込又は郵送等により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(11) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(12) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県原子力環境センターに報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(13) 入札保証金

①島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

②ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。（別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）

③入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか、国債、地方債、その他の担保の提供をもって代えることができる。

④入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。

ア 納付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県出納局審査指導課

イ 納付時期

令和 8 年 10 月 20 日午前 9 時から午後 2 時まで

- ⑤入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

- ⑥入札保証金は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

6. 契約

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約条項

- ①契約書（案）のとおりとする。
②前金払い、部分払いは行わない。

(3) 契約の締結

- ①落札者が決定したときは、14 日以内に契約を締結するものとする。
②原子力環境センター所長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約保証金

- ①島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。
②ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。（別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）
③契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用する。
④契約保証金の納付を要する場合の納付場所は、次のとおり。
ア 納付場所 上記 5(13)④アの場所
イ 納付時期 落札の日から 14 日以内
⑤契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7. 質問等

- (1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、電子調達システム又は書面により提出すること。
(2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおりとする。
ア 提出期限
令和 8 年 10 月 2 日午後 5 時まで（郵送の場合は必着）
イ 書面による提出場所
2 の場所
ウ 書面による提出方法
郵送又はファクシミリによって提出すること。（ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があるので、注意すること。）
(3) 質問があった場合、回答は令和 8 年 10 月 13 日までに電子調達システムにより行う。（この案件の入札公告及び入札説明書等を、ダウンロードされた入札情報サービス入札予定情報に、追加して掲載する。）

なお、やむを得ない事由により電子調達システムを閲覧できない者については、書面により回答するので、質問時に書面回答希望の旨を連絡すること。

- (4) なお、入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8. 紙入札参加承認願

- (1) 書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願（様式7）を提出すること。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は次のとおりとする。
- ア 提出期限
令和8年10月2日午後5時まで
 - イ 提出場所
2の場所
 - ウ 提出方法
持込又は簡易書留による郵送（提出期限必着）
- (3) 提出のあった承認願については、提出期限締め切り後に回答する。

9. その他

- (1) 電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録されたICカードが必要となる。詳細は、電子調達システムポータルサイトを閲覧すること。
電子調達システムポータルサイトURL(<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>)
- (2) 電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能があるが、この機能は使用しないこと。
- (3) この入札に関する問い合わせ先は、2のとおり。

紙入札書に関する注意事項

1. 入札書

- (1) 金額の頭には「¥」マークを記載すること。
- (2) 金額は消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- (3) 入札金額は訂正することができない。
- (4) 入札書の記載方法は次のとおりとする。

本人が入札する場合	代理人により入札する場合
・代表者の住所、社名、肩書、氏名を記載	・代表者の住所、社名、肩書、氏名と代理人の住所、社名、氏名を記載。
〔記載例〕 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	〔記載例〕 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 (代理人) △△市△△町△△番地 〇〇〇〇株式会社△△支店 □□□□

2. 入札書の封筒

- (1) 表には「島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務入札書」と記載し、件名、社名を記載し、封筒は封ずること。

3. 郵便により入札する場合

- (1) 二重封筒とし、外封筒には「島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務入札書在中」と記載する。
- (2) 外封筒に上2の封筒を入れて送付すること。

入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて

1. 入札保証金の納付の免除を受ける場合

(1) 島根県会計規則第61条の2第1号による場合

この入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を入札書提出前に提出すること。

※納付額あるいは保険金額から逆算して、限度となる額を超える金額の入札は、無効となるので注意すること。

(2) 島根県会計規則第61条の2第2号による場合

この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去2年間に国・地方公共団体と2回以上締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約書の写し等を入札参加資格確認申請書の提出時にあわせて提出すること。

(3) 島根県会計規則第61条の2第3号による場合

入札保証金の免除に関する誓約書（様式5）を入札参加資格確認申請書の提出時にあわせて提出すること。

2. 契約保証金の免除を受ける場合

(1) 島根県会計規則第69条の2第1号による場合

県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を提出すること。

(2) 島根県会計規則第69条の2第3号による場合

この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去2年間に国・地方公共団体と2回以上締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約書の写し等を提出すること。（入札参加資格確認申請書の提出時に上記1（2）により提出した場合は不要。）

(3) 島根県会計規則第69条の2第7号による場合

契約保証金の免除に関する誓約書（様式6）を提出すること。

請 負 契 約 書 (案)

島根県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務について次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 仕 様 別添仕様書のとおり
- (2) 契約金額 〇〇〇〇円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円
- (3) 納入期限 別添仕様書のとおり
- (4) 納入場所 別添仕様書のとおり
- (5) 契約保証金

- | |
|-----------|
| (A) 免除 |
| (B) 〇〇〇〇円 |

（納入）

第2条 受注者は、業務を完了しようとするときは、業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）によりその旨を発注者に通知しなければならない。

（検査）

第3条 発注者は、前条の通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いのもとに検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査の結果、不良品があるときは、発注者の指定する期日までに不良品を補修し、又はこれに代えて新たに製造しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 物品の引渡しは、発注者の検査終了と同時に完了するものとする。

（所有権の移転）

第4条 物品の所有権は、引き渡しがあったときに、受注者から発注者に移転するものとする。

（危険負担）

第5条 第3条第3項の引き渡し前に生じた物品の滅失、棄損、変質その他一切の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第6条 発注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）をすることができる。この場合において、受注者は発注者の指定する方法により履行の追完をしなければならない。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、損害賠償の請求は、契約不適合が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときはすることができない。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求(以下「代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

5 発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(支払)

第7条 発注者は、検査を完了し、完納されたことを確認した後、受注者の適法な請求書を受理したときは、30日以内に受注者に契約金額を支払うものとする。

(遅延賠償金)

第8条 受注者は、正当な理由によらないで納入期限又は第3条第2項の規定により指定した期日までに物品を完納しないときは、納入期限又は第3条第2項の規定により指定した期日の翌日から納入をする日までの日数に応じ、納入未済部分に相当する金額に対し年3.0パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。)を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間(以下「約定期間」という。)内に契約金額を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年3.0パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 発注者が第3条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間(以下「遅延期間」という。)の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年3.0パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(納入期限の延長)

第9条 受注者は、天災その他受注者の責に帰することができない理由により納入期限までに物品の納入ができないときは、その旨を発注者に申出なければならない。

2 発注者は、前項の申出を正当と認めるときは、納入期限を延長することができる。この場合においては、前条の遅延賠償金は免除するものとする。

(契約の解除)

第 10 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が、発注者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき。
- (2) 受注者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき。
- (5) 受注者がこの契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

（違約金）

※第 1 条第 5 号（契約保証金）で(A)を用いる場合

第 11 条 受注者は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

※第 1 条第 5 号（契約保証金）で(B)を用いる場合

第 11 条 受注者は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 発注者は、第 1 条第 5 号の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第 1 項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

（権利の譲渡等）

第 12 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、

又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第 13 条 この契約の締結に要する費用及び物品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 島根県松江市西浜佐陀町 582 番地 1
島 根 県
島根県原子力環境センター所長
田中 孝典

受注者

様式 1

令和 年 月 日

島根県原子力環境センター所長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

入札参加資格確認申請書

島根県で発注される下記業務名の入札に参加する資格の確認を受けたいので、
下記書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを
誓約します。

記

1. 業務名 島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務
2. 添付書類
 - ア 会社概要
 - イ 紙入札参加者が入札にあたって代理人を定める場合は、委任状（様式 2）

（入札前に入札会場での提出も可）
 - ウ 免除を受けようとする場合は、入札保証金の免除に関する書類
 - エ 誓約書（様式 8）

様式 2

委 任 状

令和 年 月 日

島根県原子力環境センター所長 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者 住 所
商号又は名称
氏 名

記

- ・「島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務」の入札及び見積りに関する一切の権限。

入 札 書

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務について

上記のとおり、島根県会計規則（昭和 3 9 年島根県規則第 2 2 号）その他
仕様書等を承知のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

島根県原子力環境センター所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

入 札 書

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務について

上記のとおり、島根県会計規則（昭和３９年島根県規則第２２号）その他
仕様書等を承知のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

島根県原子力環境センター所長 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

代理人 住 所

商号又は名称

氏 名

様式 4

入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票

令和 年 月 日

質 疑 項 目	(業務名：島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務)
質 問 内 容	
会 社 名	
所属・担当	
T E L	() —
F A X	() —

※ 質疑は1項目ずつ別紙とすること。

回 答	
-----	--

入札保証金の免除に関する誓約書

私は、下記の入札に参加するにあたり、落札者となった場合は、必ず契約を締結することを誓約しますので、入札保証金の納付を免除していただきますようお願いいたします。

なお、万一契約を締結しなかった場合には、そのことにより私が島根県に与えた損害について、賠償責任を負うことに異存はありません。

記

入札の名称 島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務

令和 年 月 日

住 所

提出者 商号又は名称

代表者職氏名

島根県原子力環境センター所長 様

契約保証金の免除に関する誓約書

私は、島根県と締結する下記の契約について、その契約内容につき誠実に履行することを誓約しますので、契約保証金の納付を免除していただきますようお願いいたします。

記

締結する契約 島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務

令和 年 月 日

住 所

提出者 商号又は名称

代表者職氏名

島根県原子力環境センター所長 様

令和 年 月 日

島根県原子力環境センター所長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

紙入札参加承認願

下記 1 案件は、電子入札対象案件ですが、今回は、下記 2 の理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、書面による入札での参加を承認いただきますようお願いいたします。

記

1. 件名 島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務
2. 電子調達システムでの参加ができない理由

【県記入欄】入札参加者は記載しないでください。

このことについては、紙入札による参加を

- { 承認します。ついては、入札説明書に記載した方法等により入札を行ってください。 }
- { 承認しません。ついては、再度、電子調達システムによる入札を検討してください。 }

令和 年 月 日

島根県原子力環境センター所長

様式 8

誓 約 書

令和 年 月 日

島根県原子力環境センター所長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

島根県で発注される島根県環境放射線情報システム局舎用カメラ改修業務に係る一般競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に非該当であり、刑法、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為は一切行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会へ送付されても異議はありません。